6 輸 国 第 4156号

関税割当公表第78号

令和7年度の乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等の関税割当 てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。)第6条の規定に基づき、ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもの(以下「乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等」という。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適用します。

令和7年3月11日

農林水產省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等 (関税暫定措置法 (昭和35年法律第36号) 別表第1第0404.10号及び第0404.90号に規定するもの)
- 2 割当数量 別途公表
- 3 通関期限 令和8年3月31日

第2 関税割当申請者の資格

前年度又は本年度において、第14に規定する違反等事項該当者に当たらない者であって、次の要件に該当する者

関税割当申請書を提出する日において、乳幼児用の調製粉乳又は調製液状

乳の製造設備を有する者であって、割当てを受けた乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等を乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造用原料として使用することが確実と認められる者

第3 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第6に掲げる書類に記載された令和6年度の製造実績数量、使用実績数量及び在庫数量、令和7年度の使用計画数量等を勘案して定めるものとする。

第4 関税割当申請書の受付及び関税割当証明書の交付の担当課(以下「受付・ 交付担当課」という。)

農林水產省畜產局牛乳乳製品課

- 第5 関税割当申請書の提出期間及び提出時間
 - 1 提出期間(書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。)

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)から(6)までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合に限り、関税割当申請書を提出することができる。

- (1) 令和6年4月1日(月) から同年4月9日(火) まで(必着)
- (2) 令和6年6月3日(月) から同年6月5日(水) まで(必着)
- (3) 令和6年8月1日(木)から同年8月5日(月)まで(必着)
- (4) 令和6年10月1日(火)から同年10月3日(木)まで(必着)
- (5) 令和6年12月2日(月)から同年12月4日(水)まで(必着)
- (6) 令和7年2月3日(月)から同年2月5日(水)まで(必着)
- 2 提出時間 書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、午前10時から 正午まで及び午後2時から午後4時まで

第6 提出書類

- 1 関税割当申請書(省令別記様式第1)
- 2 関税割当申請書に添付すべき書類

(1) 申請者が法人にあっては登記事項証明書、個人事業者にあっては個人 事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号 部分が複写されない措置を講じたもの)

ただし、令和6年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、登記事項証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写しの記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であって、第1の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数(2以上)の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、受付・交付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

- (2) 輸入商品及び輸入・使用等の実績・計画一覧表(別記様式1-1)
- (3) 輸入商品説明書(別記様式2)
- (4) 割当対象物品を利用した製品に関する工場工程見取図 ただし、令和6年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公 表に基づく関税割当申請時点において、当該書類の記載内容に変更のな い場合は、当該書類の添付を必要としない。
- (5) 一般関税割当て(乳製品)に関する誓約書(別記様式1-2)

第7 関税割当申請書等の提出方法

次の1又は2のいずれかの方法により提出することができる。

ただし、1の場合は、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数並びに関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は、それぞれ1通とする。このうち、関税割当証明書の有効期間の延長の申請は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うことができるものとし、当該申請を行う場合は、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。

また、1及び2のいずれの場合であっても、関税割当申請書等の記載、関税 割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長その他の事由による関税割当 証明書の再交付等に関する手続については、関税割当申請書等の記載要領について(令和6年3月1日付け5輸国第4383号。以下「記載要領」という。) によるものとする。

- 1 書面による提出
 - (1) 直接持ち込む場合 受付・交付担当課へ持参する。
 - (2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。 (宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省畜産局牛乳乳製品課 需給班(一般関税割当担当)宛

2 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出(申請者名)」とし、本文に「連絡先」 及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

kanwari_milk_wto@maff.go.jp

第8 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回 目以降の申請を行う場合に提出する書類

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に掲げる書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類(別記様式1-3)を提出するものとする。

ただし、第6に掲げる書類(2の(5)を除く。)のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を必要としない。

第9 関税割当証明書の発給の担当課

農林水產省輸出 · 国際局国際経済課

第10 関税割当証明書の返納

- 1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、 関税割当証明書を受付・交付担当課に速やかに返納しなければならない。こ のうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了 日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付・交付担当課への 直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。
 - (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部 がなくなったとき。
 - (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
 - (3) 割当数量を全て消化したとき。
 - (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
 - (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。
- 2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、 それぞれに対応する書類を書面又は電子メールにより受付・交付担当課に 提出するものとする。
 - (1) 1の(1)若しくは(2) に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書(裏面)の残存数量(以下「残存数量」という。)について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返還する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」(別記様式1-4)
 - (2) 1 の(2) に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」及び「証明書再交付申請理由書」(記載要領別記様式第1)
- 3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続を行い、税関から交付された関税割当証明書シス

テム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第11 報告等

- 1 割当てを受けた者は、割当対象物品の輸入・使用状況報告書(別記様式3) を令和8年4月10日までに受付・交付担当課に1部提出するものとする。な お、当該書類の提出方法は、第7の1又は2のいずれかに準ずるものとする。
- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定めに 違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告(省令又は本公表に定める申請 書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関する ものに限る。)をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名(名称)及び住所を、農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。
- 2 第6に掲げる書類に含まれる個人情報は、1の目的を除くほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令に基づき適正に管理し、第6に掲げる書類の受付及び審査並びに関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

第13 用途外使用等の制限

- 1 申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用(又は販売)し、その他の用途には使用(又は販売)しないことを誓約することとされている割当対象物品について、やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用(又は販売)し、若しくはこれらの用途以外の用途に使用(又は販売)するため譲渡(以下「用途外使用等」という。)し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用(又は販売)する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡(申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。)しようとするときは、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。
- 2 1の事前相談後に、税関へ用途外使用等に係る承認申請を行い、税関長の 承認を受けたときは、申請者に交付された「用途外使用等承認申請書」(T-1140)の承認書用の写しを添えて、受付・交付担当課へ速やかに報告するも

のとする。

第14 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項(以下「違反等事項」という。)に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者(以下「違反等事項該当者」という。)に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない(以下「効力及び交付停止措置」という。)こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申告又は報告(省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に 添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。)をした とき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する 違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の 初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該 違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡 及して無効となることがある。

第15 その他

- 1 農林水産省は、申請者に対して関税割当てに関する必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 2 割当てを受けて「乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等のうち関税暫定措置法別表第1第0404.10号に規定する物品」を輸入しようとする者は、畜産経営の安定に関する法律(昭和40年法律第112号)第18条第2項の規定に基づき、所定の手続を行わなければならない。

- 3 農林水産省畜産局長は、必要に応じて、食品衛生法(昭和22年法律第233 号)に基づく指定検査機関の発行する割当てを受けて輸入した物品の成分 分析表の提出を求めることがある。
- 4 本公表に定める各種手続(農林水産省における事務手続を含む。)については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/ind ex.html)